住居確保給付金のしおり

離職等や減収によって住居を喪失

またはそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～



近江八幡市

福祉保険部　福祉政策課　福祉暮らし仕事相談室

令和８年１１月改訂版

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止、又は個人の責任ではない理由・都合で就業機会等が減少（やむを得ない休業等）したことにより経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、近江八幡市「福祉暮らし仕事相談室」による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額について

① 支給家賃上限額

- 単身世帯：　35,000 円
- 2 人世帯：42,000 円
- 3～5 人世帯:　46,000 円
- 6 人世帯：49,000 円
- 7 人世帯以上：　55,000 円

② 支給額

（1）支給要否判定で、世帯収入が収入基準額（2P 参照）以内である

（2）支給額判定　支給額＝（賃貸契約書記載の実家賃額
＋　基準額※（下記のとおり））－　月の世帯収入合計額

支給額上限は①の額が上限。ただし、実費家賃が上限額未満のときは実費家賃まで。

※基準額は、世帯の人数に応じ、次のとおり

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1 人	86,000 円	6 人	242,000 円
2 人	124,000 円	7 人	275,000 円
3 人	147,000 円	8 人	308,000 円
4 人	175,000 円	9 人	337,000 円
5 人	209,000 円	10 人	366,000 円

支給上限額までにならない場合で支給となる場合は、（2）判定で 100 円未満を切上します。

- 家賃に管理費、共益費、駐車場代等は含まれません。
- 支給期間：3 ヶ月間（一定の条件により 3 ヶ月間延長・再延長）
- 支給方法：市から支給額を大家、不動産媒介業者等の金融機関口座等に支払います。なお、不足分は、支給対象者が支払うことになります。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居喪失のおそれがある。

② 申請日において離職・廃業等をした日から２年以内（疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認める事情により引き続き 30 日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長４年）である。または個人の都合ではなく給与等が減少し離職または廃業した場合と同程度になった。

③ 離職等の日もしくは、申請日の属する月において主たる生計維持者であった。

④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の金額以下である（収入には、年金等公的給付を含みます。児童手当等特定の使途・目的のために支給される手当は一部含みません。）。

（収入基準額）

世帯人数	基準額	収入基準額
１人	86,000 円	＋　※3.5 万円　＝　121,000 円以内
２人	124,000 円	＋　※4.2 万円　＝　166,000 円以内
３人	147,000 円	＋　※4.6 万円　＝　193,000 円以内
４人	175,000 円	＋　※4.6 万円　＝　221,000 円以内
５人	209,000 円	＋　※4.6 万円　＝　255,000 円以内
６人	242,000 円	＋　※4.9 万円　＝　291,000 円以内
７人	275,000 円	＋　※5.5 万円　＝　330,000 円以内
８人	308,000 円	＋　※5.5 万円　＝　363,000 円以内
９人	337,000 円	＋　※5.5 万円　＝　392,000 円以内
１０人	366,000 円	＋　※5.5 万円　＝　421,000 円以内

※申請者の居住する賃貸住宅の家賃上限額（住宅扶助基準に基づく額を上限とする。）
ただし、家賃が上限額未満のときは実費家賃で算定する。

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金（現金含む）の合計額が次の金額以下である。

世帯人数	金融資産
１人	516,000 円
２人	744,000 円
３人	882,000 円
４人以上	1,000,000 円

●金融資産に含む
預貯金、現金、債券、投資信託
●金融資産に含めない
生命保険、個人年金保険

⑥ 受給期間中は福祉暮らし仕事相談室の就労支援を受け、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うまたは増収を目指した活動を行うこと。
⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金受給中の義務

ご自身にあった求職活動を行っていただきます（①もしくは②）。

①公共職業安定所等での求職活動
◆支給期間中は毎月４回以上、福祉暮らし仕事相談室の相談を受け、誠実かつ熱心に就職や増収に向けた活動を行うこと。（「常用就職活動等状況報告書」（参考様式７）を記入し提出）また、収入のある方は、毎月、給与明細書（写）、預金通帳（写）、収支状況表（参考様式９）を提出ください。（各写し）
◆離職者等は、毎月２回以上、ハローワークの職業相談を受けてください。「職業相談確認票」（参考様式６）にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入いただき、確認印を受け、提出ください。
◆離職者等は、原則週１回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。（「職業相談確認票」（参考様式６）を提出）
◆支援プランまたは福祉暮らし仕事相談室の指示された求職活動に従うこと。

②経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動
◆経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会など）への相談申込み。
◆支給期間中は、毎月４回以上、福祉暮らし仕事相談室の相談を受け、誠実かつ熱心に就職や増収に向けた活動を行うこと。（「自立に向けた活動状況報告書」（参考様式１１）を記入し提出）また、収入のある方は、毎月、給与明細書（写）、預金通帳（写）、収支状況表（参考様式９）を提出ください。
◆経営相談先で原則月１回以上、経営相談を行ってください。
◆経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画（参考様式１０）を作成し、月１回以上、当該計画に基づく取組みを行う。
◆支援プランまたは福祉暮らし仕事相談室の指示された求職活動に従うこと。
◆なお、再延長が認められた場合は、①の公共職業安定所等で求職活動を行っていただきます。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

◆支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めのない又は、６ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を提出してください。



住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式１－１）
延長時は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式１－２－２）

② 住居確保給付金申請時確認書（様式１－１Ａ）

③ 本人確認書類（次のいずれかをお持ち下さい）
・運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・健康保険証
・各種障害者福祉手帳・戸籍謄本の写し・住民票の写し

④ 離職関係書類（１か２のどちらか）
１、離職・廃業した日から２年以内であることが確認できる書類の写し。（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書等）
２、休業等で個人の都合によらず給与及び収入が減少した場合は、離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写し。確認できる書類がない場合はその旨を相談員に伝えてください。

⑤ 収入関係書類
・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者全員の給与

明細書直近３ヶ月分（派遣社員、アルバイト等問わない）、金融機関の通帳の収入振込記帳が確認できるページ、帳簿、年金を受けている場合は支給通知等。

⑥ 預貯金関係書類

・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し。（所有している全ての通帳）

⑦ 入居（予定）住宅に関する状況通知書（※不動産業者、大家等に記入してもらう）

住宅を喪失している方

・入居予定住宅に関する状況通知書（様式２－１）

住宅を喪失するおそれのある方

・入居住宅に関する状況通知書（様式２－２）

・現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」

一定の要件を満たせば延長等が可能です

◆住居確保給付金の受給期間（３ヶ月間）が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、３ヶ月間を、２回（延長・再延長）まで、申請できます。
ただし、受給期間中に収入が回復したり、一定の活動を行わなかったとき等は支給が中止されます。

《要件》・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
・求職活動、企業応募、経営相談等を行うこと

◆住居確保給付金の受給期間延長等を希望する場合はその都度、申請が必要です。受給期間の最終月になったら、世帯員全ての方の収入と預貯金が分かる書類を準備して福祉暮らし仕事相談室に申し出てください。

支給額を変更できる場合があります

◆以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合。

◆申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったこ

とが証明できる書類を準備して福祉暮らし仕事相談室に申し出てください。

住居確保給付金を中止する場合があります

◆支給期間中の福祉暮らし仕事相談室への報告や義務（3P 記載）、プランまたは指示した活動を怠る方については、支給を中止します。
◆受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（Ｐ２の収入基準額）を超えた場合、原則としてその収入が得られた月の翌月家賃相当分の支給から中止します。
◆住居を退去した者については、退去した日の属する月の翌月家賃相当分から支給を中止します。
◆支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
◆受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁固刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
◆支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

◆住居確保給付金は原則一人一回の支給です。
◆ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社が倒産した場合や会社の都合で解雇になった場合、個人の責任ではない理由・都合で収入が減少した場合に限り、再度支給を受けられる場合があります。
◆あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇にはなりません。

住居確保給付金を返還していただく場合があります

◆住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金の全額又は一部について返還となります。また、住居確保給付金の支給も中止となります。

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用することができます（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

◆臨時特例つなぎ資金貸付
公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に関する費用の貸付（10 万円以内）
※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

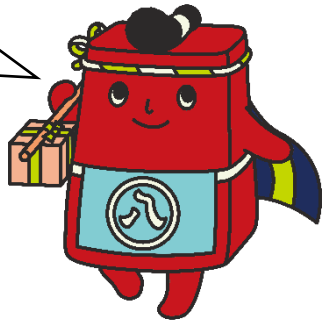
住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会の審査があります）

◆生活福祉資金（総合支援資金）
対象者：福祉暮らし仕事相談室の相談申込みをし、継続的な生活相談・支援（就労支援）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸付、生活の立て直しを支援するための貸付です。
※対象外
・多額の負債のある方（目安：住宅ローンを除く 400 万円）
・自己破産等の法的手続き中の方　・病気で就労困難な方
・雇用保険の給付を受けることが可能な方（手続き中、制限期間中も含む）
・年金受給中の方（額に関係なし、障害年金も含む）　・生活保護世帯

①住居入居費：40 万円以内
②生活支援費：複数世帯/20 万円以内・単身世帯/15 万円以内
貸付期間 原則３ヶ月 最長 12 ヶ月以内
貸付期間終了後６ヶ月据置・返還期間 10 年以内
③ 一時生活再建費：60 万円以内
① と③は貸付の日から６ヶ月据置・返還期間 10 年以内
※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

まずはお気軽に
ご相談ください！！



住居確保給付金の相談・申請窓口

近江八幡市　福祉保険部福祉政策課

福祉暮らし仕事相談室

〒523-8501 近江八幡市桜宮町２３６番地　市役所２階

電話:０７４８－３６－５５８３　ＦＡＸ:０７４８－３２－６５１８

E-MAIL：010806@city.omihachiman.lg.jp

受付時間：月曜日～金曜日　９：００ ～ １６：４５